

7 岩 基 総 第 6 5 号
令 和 7 年 8 月 1 日

会 員 各 位

岩手県農業信用基金協会
(公 印 省 略)

会員脱退の検討及びお手続きについてのご案内

当協会の業務運営につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
また、過日の第64年度通常総会のすべての議案を原案のとおりご承認賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、このご案内は、令和7年6月末において当協会の保証のご利用がない会員にお知らせし、会員の脱退について検討いただくため送付させていただいております。

当協会の保証を利用する予定がなく、脱退を希望する場合は、お預かりしております出資金を払戻しいたしますので、下記のお手続きをお願いいたします。

なお、会員が農業協同組合の組合員である場合や組合員に加入する場合は、脱退いたしても当協会の保証を利用することができます。

また、会員が死亡している場合、相続人が脱退並びに出資金の払戻しの手続きをすることができます。

ご不明な点は下記までお問い合わせをお願いいたします。

記

- 1 会員脱退予告 別紙を確認いただき、同封の「会員脱退届」及び「出資持分払戻請求書」、お手元の「出資証券」を令和7年9月30日（火）までに当協会に到着するように送付をお願いいたします。

会員が死亡している場合、出資証券が見当たらない、紛失した場合は、別紙をご覧ください。

- 2 出資金払戻 当協会の定款の規定により、会員は令和8年3月31日に脱退し、当協会は第65年度通常総会終了後の令和8年7月に出資金の払戻しを予定しております。

以 上

別 紙

1 会員脱退届、出資持分払戻請求書

届出、請求書は**会員名**で記載をお願いします。押印は**認印**で結構です。後述の出資証券喪失届も同様です。

脱退理由は、「保証の利用予定がないため」、「会員が死亡したため」などの記載をお願いします。

2 会員が死亡している場合

会員の**死亡の事実が分かる戸籍の書類の写し**と死亡した会員と届出及び請求する方の**関係が分かる戸籍の書類の写し**を添付いただくようにお願いします。

3 出資証券が見当たらない、紛失した場合

同封の「**出資証券喪失届**」の提出をお願いします。出資証券番号、発行年月日は**空欄**で結構です。

喪失理由は特段の事由がない場合は「紛失」とさせていただきます。

4 出資口数が分からない場合

出資持分払戻請求書や出資証券喪失届の出資口数は**空欄**でも結構です。

お電話でお問い合わせいただく場合、本人確認のため、個人情報をお伺いします。

5 払戻出資金の振込口座

フリガナなど口座名義のとおり正しく記入いただきますようにお願いします。

また、口座が分かる通帳の写しを添付いただいても結構です。

6 提出期限

当協会の定款において、会員は6月前までに予告することにより事業年度末に脱退することができ、当協会は総会を経て出資金を払戻すことができると規定しています。

期限以降に到着した場合は、6月以上の予告期間が必要となり、脱退並びに出資金の払戻しが1年間繰り延べられます。

7 その他

会員の死亡または解散の場合は、予告期間を必要としないため、速やかに出資金を払い戻します。

何らかの理由により会員を脱退できない場合は、受理した書類を返送いたしますのでご了承ください。